

8 土壌関係

8—(1) 土壌の汚染に係る環境基準について

(平成3.8.23 環告46)

改正 平成5環告19・平成6環告5・平成6環告25・平成7環告19・平成10環告21・平成13環告16
平成20環告46・平成22環告37・平成26環告44・平成28環告30・平成30環告77・平成31環告48
令和2環告35・令和2環告44

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項による土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）並びにその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

第2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあつては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

別表

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102(以下「規格」という。)の55.2,55.3又は55.4に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く)又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg以下であること。	規格 54 に定める方法
六 価 ク ロ ム	検液 1 L につき 0.05 mg以下であること。	規格 65.2 (規格 65.2.7 を除く。) に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒 素	検液 1 L につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものについては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものについては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総 水 銀	検液 1 L につき 0.0005 mg以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1 L につき 0.02 mg以下であること。	日本産業規格 K 0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	検液 1 L につき 0.002 mg以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン(別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 L につき 0.002 mg以下であること。	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg以下であること。	シス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	検液 1 L につき 0.006 mg以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シ マ ジ ン	検液 1 L につき 0.003 mg以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル プ	検液 1 L につき 0.02 mg以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	検液 1 L につき 0.01 mg以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	検液 1 L につき 0.01 mg以下であること。	規格 67.2, 67.3 又 67.4 に定める方法

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
ふ っ 素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。	規格 34.1(規格 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml, リン酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほ う 素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	規格 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法

備 考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒^ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水^ひ面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003 mg, 0.01 mg, 0.05 mg, 0.01 mg, 0.0005 mg, 0.01 mg, 0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.09 mg, 0.03 mg, 0.15 mg, 0.03 mg, 0.0015 mg, 0.03 mg, 2.4mg 及び 3 mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

8-(2) 土壤汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準

	特定有害物質の種類	土壤溶出量基準	土壤含有量基準
第一種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	—
	四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	—
	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	—
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	—
	1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	—
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	—
	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	—
	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	—
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること	—
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	—
	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	—
	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	—
第二種 特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること	土壤 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること
	六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること	土壤 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壤 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること
	水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壤 1kg につき水銀 15mg 以下であること
	セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること	土壤 1kg につきセレン 150mg 以下であること
	鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること	土壤 1kg につき鉛 150mg 以下であること
	砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること	土壤 1kg につき砒素 150mg 以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること	土壤 1kg につきふっ素 4000mg 以下であること
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること	土壤 1kg につきほう素 4000mg 以下であること	
第三種 特定有害物質 (農薬等)	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	—
	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	—
	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	—
	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	—
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	—

8 - (3) 区域の指定状況（令和5年3月末現在）

1 要措置区域（土壤汚染対策法第6条）

指定番号	指定年月日	所在地	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
指要-003	H29.12.8	垂水市本城字牧 1452 番の一部及び 1454 番 1 の一部	1,099 m ²	ふっ素及びその化合物

※ 所在地には指定時の地番を表記しているため、区域指定後の分筆等により現在の地番とは異なる場合があります。

2 形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法第11条）

指定番号	指定年月日	所在地	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
指形-002	H23.1.14	出水市大野原町 2042 番 2 の一部，2080 番の一部，2141 番 2 の一部	1,367 m ²	六価クロム化合物，鉛及びその化合物，砒素及びその化合物，ふっ素及びその化合物，ほう素及びその化合物
		平成 23 年 1 月 14 日に指定した 26 区画のうち，次の (1)，(2) について指定を解除 (1) 11 区画（平成 25 年 3 月 29 日付け鹿児島県告示第 361 号） (2) 1 区画（平成 27 年 8 月 28 日付け鹿児島県告示第 780 号）		
指形-007	R2.6.23	奄美市名瀬大字浦上地内	100 m ²	水銀及びその化合物
指形-010	R6.1.30	薩摩川内市港町字唐山 6110 番 1 の一部	500 m ²	鉛及びその化合物
指形-011	R6.3.29	薩摩川内市港町字唐山 6110 番 1 の一部	300 m ²	鉛及びその化合物

※ 所在地には指定時の地番を表記しているため、区域指定後の分筆等により現在の地番とは異なる場合があります。